

平成 20 年第 1 回多賀城市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 20 年 3 月 5 日（水曜日）

◎出席議員（20 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 佐藤 恵子 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

7 番 雨森 修一 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長(兼)税務課長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴛田 和子

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

おはようございます。

今議会定例会もきょうをもって最終日となります。慎重な御審議をよろしくお願いを申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 6 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において石橋源一議員及び小嶋耀司議員を指名いたします。

○議長（阿部五一）

この際、御報告申し上げます。

本日、7 番雨森修一議員から本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

日程第 2 議案第 26 号 平成 20 年度多賀城市一般会計予算

日程第 3 議案第 27 号 平成 20 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

日程第 4 議案第 28 号 平成 20 年度多賀城市老人保健特別会計予算

日程第 5 議案第 29 号 平成 20 年度多賀城市介護保険特別会計予算

日程第 6 議案第 30 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議案第 32 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計予算

○議長（阿部五一）

この際、日程第 2、議案第 26 号 平成 20 年度多賀城市一般会計予算から、日程第 8、議案第 32 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計予算までの、平成 20 年度多賀城市各会計予算を一括議題といたします。

本件については、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長中村善吉議員。

（予算特別委員長 中村善吉議員登壇）

○予算特別委員長（中村善吉議員）

委員会審査報告をいたします。

議案第 26 号 平成 20 年度多賀城市一般会計予算

議案第 27 号 平成 20 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

議案第 28 号 平成 20 年度多賀城市老人保健特別会計予算

議案第 29 号 平成 20 年度多賀城市介護保険特別会計予算

議案第 30 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計予算

議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 32 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計予算

本委員会に付託された上記議案は、2月26日、28日、29日、3月3日、4日の5日間にわたり委員会を開き、各議案ごとに審査した結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第65条の規定により報告いたします。

○議長（阿部五一）

これをもって委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案7件に対する反対討論の発言を許します。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

多賀城市議会史上最長の約30時間に及ぶ委員会、当局幹部、議員の皆さん、まことにお疲れさまでございました。

それでは、議案第26号 平成20年度多賀城市一般会計予算から議案第32号 平成20年度多賀城市水道事業会計予算までの7議案に対し、日本共産党市議団を代表して討論を行いたいと思います。

まず初めに、どういう情勢のもとでの予算編成だったのか、若干触れさせていただきたいと思います。

ここ10年来、我が国は、アメリカに追随をし、弱肉強食の経済理論である新自由主義を軸にした経済政策を押し進めてまいりました。

そして、ここに至り、その弊害がだれの目にも明らかになり、一定の手直しをせざるを得ない状況の中での予算編成となりました。

何より、新自由主義では本家のアメリカでサブプライムローンの債権証券化が破綻をし、その暗雲が世界を覆っております。その損失額は、きょうの新聞報道によりますと20兆円に達すると言われてございます。

また、我が国では、貧富の格差と貧困が広がり、一方で大企業がバブル期以上の利益を上げるも、他方、ワーキングプアと言われる現象が広がっております。とりわけ、若者が正規の職につけず、違法派遣、偽装請け負いが、さらにまた、正社員でもサービス残業が蔓延をしております。

また、地方は、90年代の不況対策と称する公共事業の押しつけ、近年の三位一体改革での地方負担で財政難にあえいでおります。

こうした政府・与党の政策に国民の批判が広がる中で、基本は踏襲しつつも、一定の手直しをせざるを得ない、そういう状況になりました。それは、地方再生対策費の4,000億円

の計上、後期高齢者医療制度の部分的凍結、障害者自立支援法の自己負担の見直し等々にもあらわれております。

こうした中で、平成 20 年度予算が編成されたわけではありますが、一般会計の規模は 172 億 7,000 万円で、過去 15 年間で最も緊縮型の予算となりました。にもかかわらず、8 億 3,000 万円の財政調整基金を取り崩す予算を組まざるを得なかったところに、政府の三位一体改革での地方へのしわ寄せが反映されております。

すなわち、政府は、参議院選挙で示された地方間格差への批判の対応を迫られ、4,000 億円の地方再生対策費を計上しましたが、多賀城への配分見込みは 6,275 万円で、地方交付税減額分の 5 億円には遠く及びませんでした。ここに地方へのしわ寄せを押し進めてきた政府の政策が色濃く反映されていると思います。

こうした厳しい中での予算編成ではありましたが、さまざま住民の願いが計上され、また、繰り上げ償還で財源捻出の努力が行われました。これらについては評価したいと思います。

まず、さまざま耐震化工事が計上されましたが、幾つか例を挙げますと、桜木保育所耐震化工事に 1,262 万円、鶴ヶ谷児童館耐震補強工事に 354 万円、多賀城中学校の耐震化工事に 7,504 万円、山王地区公民館体育館耐震改修設計に 850 万、妊婦一般健康診査に 1,579 万円増の 2,469 万円、そのほか、成人歯科健診を 10 歳刻みから 5 歳刻みにする、あるいは、13 歳、18 歳で麻疹・風疹混合予防接種をする、また、児童虐待防止のための新生児全戸訪問をやる等々の前進面が見られました。

また、八幡雨水幹線板柵修理に 5,099 万円、新田高崎線改築事業に 9,000 万円、「歴史の道・詩都景観形成事業」に 25 万円計上する等々の、評価できる施策もございました。

また、繰り上げ償還については、平成 19 年度補正の 8 億 4,960 万円に続き、20 年度は 8 億 7,713 万円の償還を行い、さらに 21 年度は 6 億 2,220 万円の償還で、利子負担軽減効果はトータルで 5 億 1,564 万円になる見通しであります。

この対応は、政府がつくった制度の活用という意味において、当然といえば当然であるわけですが、これらの御努力には敬意を表したいと思います。

しかしながら、以下の幾つかの問題点がありましたので、率直に指摘したいと思います。

第 1 は、隣接都市と比較をし、福祉分野でおくれが見えてきた点であります。一般質問でも指摘いたしましたが、仙台市と富谷町では、乳幼児医療費無料制度について、小学校入学前まで実施をしております。また、妊婦健診については、仙台市は 10 回まで実施することにいたしました。さらには、住民税非課税世帯には、水道、下水道料金の基本料金の減免もしております。

本市は、乳幼児医療費の外来については 4 歳未満にとどまり、妊婦健診も 1 回ふやしたとはいえ、3 回どまりになってございます。前に踏み込めない理由について、市当局は、財政が厳しいことを挙げております。確かに、鉄道高架事業を抱えている平成 23 年度までは大変な時期が続きます。しかし、鉄道高架事業は名実ともに 100 年に一度の事業であって、48 億 5,000 万円の基金を適切に使うことも必要になっております。

また、財政指標を見ましても、仙台市の公債費比率が 22%であるのに対し、多賀城市は 14.7%、起債制限比率は仙台市が 18.0、多賀城市が 10.7、実質公債費比率は仙台がやや良好で 17.7 なのに対し、多賀城が 18.3 というふうになっておりますが、総じて仙台市の方が悪い指標となっております。

したがって、これらの施策を本市ができない理由はないと考えるものであります。

第2に、極めて評判の悪い後期高齢者医療制度が本年4月より実施されることになりました。これは一刻も早く廃止をし、出直すべき制度であります。

ところが、市長は、施政方針で、「後期高齢者医療制度は、将来にわたってだれもが安心して医療を受けられることを目的として創設された医療制度であることを踏まえ」云々としておりまして、全く無批判に受け入れようとしております。

しかし、この制度は、75歳以上の方々お一人ひとりから厳しく保険料を徴収し、家族にも大きな負担を強い、かつ我が国の医療制度の中で初めて診療制限を加えるという、お年寄りは早く亡くなってくれと言わんばかりのひどい制度であります。

例えば、2人世帯で、2人とも国保だった世帯が、1人は後期高齢者に移ったといたしますと、残された方に世帯割である平等割が賦課をされます。大変な負担増になりますので、国保に残された方の平等割が2分の1軽減されることになりましたが、それも5年間だけだという説明がございました。

さらに、サラリーマンである子供に扶養されている高齢者は、これまで保険料負担はありませんでしたが、原則負担ということになりました。余りにも不評であったために、政府は一定の暫定措置をとりました。すなわち、半年間は無料、残りの半年は均等割の9割を減免する、翌年は均等割5割を軽減し、平成22年度からは軽減がないと、こういうことになります。

また、月額年金額が1万5,000円以上の後期高齢者からは、年金から保険料を天引きをする。月額1万5,000円以下の年金の方は、普通徴収ということになりますが、もし1年以上保険料を払えなかった場合、保険証を取り上げる、こういう過酷な制度であります。

そして、治療費が一定水準に達したら、診療制限をするという差別医療が導入ということになります。

しかも、これほどひどい医療制度をつくって、なお国保財政は一向に改善をされないということも委員会質疑で明らかになりました。

こうして、かつて、「年寄りに金を使うのは、枯れ木に水をやるようなものだ」と発言をして、ひんしゆくを買った政治家がおりましたけれども、その言葉を医療制度にしたようなものが、この後期高齢者医療制度であります。

したがって、私は、前保健福祉部長が、「75歳以上のお年寄りのところへ保険料を集めに行かなくてはならない我々の苦労も、理解していただきたい」と言ったことがありましたけれども、ぜひ市長にこの制度を無批判に受け入れるのではなしに、実態をよくつかみ、そして「廃止し、出直すべきだ」という論陣を大いに張っていただくことを強く期待したいと思います。

第3に、今日の市民感覚、市民感情から見て、疑問を持たざるを得ない幾つかの点について指摘せざるを得ません。

その一つは、前市長を名誉市民とし、当初予算としては初めて終身年金50万円が計上をされたことでもあります。この金額は、市全体の予算規模からすれば微々たるものであります。しかし、貧富の格差と貧困が広がる中で、現市長が前市長を名誉市民に推薦をし、年間50万円の終身年金を支給するということは、市民に理解が得られることではありません。既に昨年9月議会で指摘をしたわけではありますが、市長は、そもそも市民に奉仕するのが仕

事であり、それに対する報酬としては少なくない給与と、4年に一度の退職金1,900万円が支給をされております。

また、仙台市、塩竈市等では、名誉市民から政治家が除外されており、ましてや歴代市長はただの一人もおりません。

二つ目に、4月から水道管理者が設置されることになりました。これも多賀城市規模の自治体で置いている自治体は極めて少なく、また、置かなければならないとして当局が挙げた理由についても、通常の水道業務であったり、下水道会計や他自治体との企業統合に備えるなどは、市長の仕事であったりしておりまして、4年に一度550万円の退職金を負担してまで、置かなければならない理由としては説得力に乏しいものでありました。

この点でも、市民の理解が得られるとは思えません。

ただ、効率的企業経営で大幅に水道料金を引き下げるなどを確実に実行するならば、結果として、市民に歓迎され得ると思います。その意味では、市長及び管理者の仕事を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

三つ目に、地に足をつけた市政を望みたいという点であります。市長が、ことしの賀詞交歓会で、「多賀城は60億円の基金があるから大丈夫」と発言したことが、こんな楽観論を振りまいてよいのかと問題になりました。これは私が委員会で指摘をしましたように、「多賀城が夕張のようになってしまう」という市当局の宣伝が効き過ぎて、市民の中に不安が広がり、その打ち消しの必要から発せられた言葉であります。

すなわち、「多賀城が夕張のようになってしまう」という、実態に合わないオーバーな宣伝が、出発点において間違っていたと言えると思います。この点については、副市長から反省の弁もございました。皆さん方は、100人、200人単位の方々を相手にして仕事をしているではありません。6万人を超える方々を相手にしているわけでありますから、間違った宣伝を正すということは、容易なことではありません。くれぐれも誤解を生むことのないよう、正確な対応を求めたいと思います。

また、あすにでも企業が進出してくれるかのような、浮き足立ったと言われても仕方がないような企業誘致論が随分と展開をされました。これも委員会で指摘をしましたけれども、進出するかしないかを決定するのは企業であり、東北は6県あり、宮城に進出するにしても、呼び込もうとしているのは多賀城だけではありません。見通しがはっきりしないにもかかわらず、準備を始めるのはリスクが伴います。本市にとって水田は食料の供給地としてだけではなく、遊水地として、また潤いのある景観としても重要であり、現在においても大きな役割を果たしております。その意味で、西部地域の水田を広範囲に造成することについては、企業の動向を十分に見きわめ、慎重な対応をするように求めるものであります。

第4に、多賀城政庁南側に高層マンションを建てさせたことについて、依然強い批判が市民から出されておりますが、何ら手だてをとろうとはしておりません。

以上が指摘したい問題点であります。

最後に、多賀城市政で強めていただきたい点について、まとめて触れさせていただきたいと思っております。

第1に、暮らしと子育ての応援を抜本的に強めていただくことであります。

①としまして、水道料金の引き下げを早急を実施していただきたい。

②妊婦健診や乳幼児医療への助成は、早急に仙台並みに近づけていただきたい。

③生活困窮者への支援策を重視をしていただきたい。その一つは、多重債務者救済へ本腰を入れていただくことであります。二つ目は、水道、下水道料金の基本料金の減免を実施をしていただきたいということ。三つ目は、委員会でも提起をしましたが、かつての失対事業的な事業復活の検討をやっていただきたいという点であります。

第2は、元気な多賀城を実現する点での幾つかの問題であります。

①先ほども触れましたけれども、企業誘致に浮かれ過ぎないようにしていただきたいということであります。

②多賀城駅周辺の整備に多額の資金を投入をしまりました。それを確実に活性化につなげていきたいと思いますということであります。

③は、基金の適切な活用をしましょうと、この点については、当局からもそういう意向の答弁がございます。

第3には、今議会でいかに多賀城の魅力を高め、広めていくかが大いに議論になりました。

その点で、①玉川岩切線開通で多賀城跡周辺整備は新たな段階を迎えました。県とも協力をして、着実に政庁とその周辺の整備を進めていっていただきたいと思えます。

②景観を大事にした市政を実施をしていただきたい。

③古代だけではなく、近現代の遺跡も大切にしていきたいという点であります。まだ多賀城海軍工廠等については、共通認識になっていない感じがあります。しかし、市史には50ページにわたり、「戦争と多賀城」という記述がありまして、詳しい記述が載っております。ぜひその点を再認識をしていただきたいと思えます。

④ことは多賀城碑の重要文化財指定10周年、来年は多賀城村誕生120周年、2010年は平城遷都1,300年であると同時に、多賀城発掘50周年に当たっております。受け身にならずに、攻勢的に2010年を迎えたいと思うわけであります。

⑤年賀状運動や市のホームページの工夫等々、アピールに戦略性を持つということも提起をいたしました。

そして、⑥「多賀城を語れる子供の育成」、これは恐らくどなたも評価したのではなからうかと思えます。私の一般質問に対して、市長が、大変よいことをおっしゃいました。「まず隗より始めよ」、この点では子供にそういうことを求めるだけではなしに、まさに我々議員、そして市当局の幹部自身が率先して市史の通史、1巻、2巻ぐらいは読もうではないかと、こういう提起をいたしましたけれども、この点も改めて強調しておきたいと思えます。

以上、平成20年度多賀城市の予算に対し、評価する点、問題だと思える点、今後市政に期待する点を述べさせていただきました。

日本共産党市議団としましては、市政が暮らしと子育て支援、多賀城の魅力発揮の方向で前進するよう、今後とも是々非々の立場でさらなる奮闘する決意を申し上げまして、討論とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

次に、本案7件に対する賛成討論の発言を許します。8番森長一郎議員。

○8番（森 長一郎議員）

ただいま予算特別委員長より御報告のありました議案第 26 号、第 27 号、第 28 号、第 29 号、第 30 号、第 31 号までの平成 20 年度多賀城市一般会計予算及び各会計予算の認定並びに議案第 32 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計予算の認定について、一括して賛成の立場から討論させていただきます。

近い将来の人口減少社会や経済全体が縮小傾向にある状況などを背景に、スリムで効率的な政府、自治体を目指し進められている三位一体の改革の途上、国も各自治体も厳しい財政状況のもと、住民サービスの質を維持、充実に図りながら行財政改革に取り組んでいるところであり、多賀城市も例外ではありません。

市民の満足度を高めるためにも、持続可能な、継続可能な経営を目指し、市民協働の旗印を掲げ、さまざまな施策に試行錯誤を繰り返しながら積極的に取り組み、着実に成果に結びつけており、菊地市長を初め職員の方々の御努力に改めて敬意を表するものであります。

平成 20 年度の予算編成においては、市長、副市長、教育長の給与減額が引き続き行われるなど、経常経費の節減、合理化、組織改編による収納、財産管理のおのおの一元化、収納環境の改善、繰り上げ償還等、あわせて一部財政調整基金を取り崩し、財源を創出、また、3 年連続で各部に編成権限をゆだねる包括予算制度を取り入れ、市が取り組むべき喫緊の事業を明確にして、財源確保、予算配分し、安心・安全、元気、快適、感動の各行動計画に基づき、優先事業を選んでいるものであり、指針が明確であり、しかも基礎的財政収支は黒字、市債残高も約 10 億円の減額を見込んでおり、持続可能な行政経営努力を大いに評価するものであります。

一般会計では、大規模事業の多賀城小学校校舎改築工事が平成 19 年度に終了したことにより、過去 15 年間で最も緊縮型の予算となっておりますが、学校、保育所その他公共施設の耐震対策、JR 仙石線連続立体交差事業、多賀城駅土地区画整理事業などを重点事業とし、また、新規では市民協働の拠点づくりとして市民活動サポートセンター事業、放課後子どもプランに基づき小学校を活用して、地域ぐるみで勉強やスポーツ、文化活動等の機会を提供する放課後子ども教室を含む子育て支援事業への取り組みなど、各施策に限られた財源を効果的に配分していると理解するものであります。

また、妊婦健診に係る公費負担も、従来の 2 回から 3 回にふやすとともに、健診項目の拡充を図り、また児童虐待予防のための新生児訪問指導の充実・強化として、生後 4 カ月までの乳児を持つ世帯の全戸訪問を目指すとしており、ふえつつある社会問題にも速やかな対応と評価するものであります。

障害者福祉におきましては、コスモスホールを大規模改修し、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターとして運営、さらに地域生活支援事業の充実に取り組むとしており、期待するところでもあります。

次に、特別会計では、今般の医療制度改革に伴い、国民健康保険加入者に対して生活習慣病の早期発見、予防を図るため、特定健診並びに特定保健指導を実施、また老人保健を廃止し、すべての高齢者が妨げられることなく医療を受けられるようにと、75 歳以上を被保険者とする後期高齢者医療制度がスタート、介護保険につきましては、第 4 期介護保険事業の策定を迎え、被保険者の意見、関係者の参画をもって着手するとしており、期待したいと思っております。

地域支援事業については、西部、中央、東部地域包括支援センターがすべて委託整備され、専門的な支援が行われるようになり、所管は健康課へ一本化されることにより、双方連携し、本格的な介護、疾病予防事業、そしてその成果が期待されるものであります。

水道事業におきましては、独自の権限と責任を有する水道事業管理者を設置し、専門性を生かした迅速かつ的確な意思決定等、将来を見据えた公営企業の経営強化を図るとしており、管理者、職員一丸となり、環境整備に努めていただけるよう大いに期待するものであります。

総じて、10月よりのデスティネーションキャンペーンに対しても、村井宮城県知事の「富県戦略」と連動した企業誘致に対しても、各施策に対しても、平成20年度も菊地市長をトップとし、全職員が全力を注ぎ、安心・安全、元気・快適、感動を市民協働のもとで推進し、市民サービス、市民福祉の維持向上を最大限期待し、各会計予算に賛成の討論とし、あわせて議員各位の御賛同をお願いするものであります。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。15番松村敬子議員。

○15番（松村敬子議員）

議案第26号 平成20年度多賀城市一般会計予算から議案第32号 平成20年度多賀城市水道事業会計予算まで、一括して、私的見解を述べながら賛成の討論を行います。

菊地市長の2度目の本格的な予算編成となりましたこのたびの予算は、一般会計で総額172億2,700万円と、15年ぶりの超緊縮型予算となっており、繰り上げ償還や宮城東部衛生処理組合負担金などの特殊要因を除くと、166億5,100万円となっております。

菊地市長は、多賀城市の今後の予算規模について、160億円台が望ましいとの発言がありましたが、義務的経費である民生費が増加傾向にある一方で、定数削減による人件費削減及び投資的経費の抑制並びに、大変な中、総枠予算の中で着実に削減している一般行政費などを合わせると、市長の発言は的を射たものと評価するものであります。

予算の中身についても、大変厳しい財政状況にもかかわらず、多賀城市消防団第5分団のポンプ車の購入を初め各学校及び保育所の耐震補強工事を図ることや、老朽化した山王地区公民館体育館の改築に向けた調査、設計を実施するなど、平成19年度に引き続き市民の安全・安心を図るための予算を積極的に講じられております。

また、妊婦健診に係る公費負担も2回から3回に拡充し、児童虐待予防のための新生児全世帯訪問指導及び学校すくすくプラン事業の拡充など、子育て支援と教育環境の充実に配慮した予算の内容ともなっております。

さらに、昨年から社会実験事業として運行されている西部お出かけ無料バス「万葉号」を本年9月からは本格的に運行を開始するとともに、便数の増加へ向けた取り組みを表明されました。

また、市民の活動を強力に支援しながら、本格的な協働のまちづくりの実現のため、生涯学習支援センターを発展的に解消し、待望の市民活動サポートセンターを本年6月より立ち上げるなど、市民のニーズを的確にとらえ、限りある財源を効率的かつ効果的に予算配分されており、これらの市長の政治姿勢を高く評価するところであります。

産業振興に関しましては、日本は今、世界にも類を見ない少子高齢化の進展により、ますます厳しい財政運営を迫られております。本市におきましても例外ではありません。

そのような中、福祉、市民サービスを低下させず、維持拡充するため、活力とにぎわいのある元気なまちづくりは重要な課題であります。新たな産業振興、誘致を目指し、企業誘致と観光振興に着手されようとしております。

そこで、市は、企業誘致につきましては、宮城県の進めているセントラル自動車や東京エレクトロンなどの関連企業施設の誘致に関しても、市長のリーダーシップを大いに発揮して、積極的に取り組まれることを期待しております。

観光行政につきましては、何といたっても本市の観光資源は政庁跡などの特別史跡であります。国においては、今、歴史まちづくり法案が審議されておりますが、これらの新たな補助金制度を活用しながら、多くの人々が訪れてみたいと思う魅力ある観光地を目指し、着実に基盤整備を行うとともに、観光振興になお一層の御努力をお願いするものであります。

また、特別史跡を生かした魅力ある観光地を目指した本格的な基盤整備には、さまざまな課題があり、大変な財政投入が予想されます。特別史跡多賀城跡の整備保存は、その価値、規模からすると、現状の地方財政ではその取り組みがかなりの年月を要するものと考えます。したがって、整備責任のある県とも連携を深め、特別史跡多賀城跡の国営歴史公園化の道を探っていただくこともあわせてお願いするものであります。

国民健康保険に関しましては、これまではヘルスアップ事業を行ってまいりましたが、平成 20 年度からは特定健診、特定保健指導を実施することとなっております。

また、多賀城市においては、脳疾患が死亡原因の 2 番目となっていることを踏まえ、平成 21 年度から新規事業として脳ドック検診に対する助成制度創設を行うことを明言されました。市民の健康保持と医療費抑制のためには、病気の早期発見・予防は欠かせない重要課題であり、これらの市の取り組みに対し評価と期待をするところであります。

後期高齢者医療制度につきましては、平成 20 年度から新たに導入される制度であります。高齢者の医療費が年々増大する中、世界に誇れる日本の持続可能な国民皆保険制度として創設されたものであります。75 歳以上の高齢者が個別に保険料を負担するようになる制度であります。保険料については、これまでの国民健康保険税より低く設定されております。

また、これまで扶養となり、保険料の負担がなかった方については、新たに保険料負担が発生しますが、20 年度 4 月から半年間は保険料免除、その後の半年間は本来納めなければならない保険料の 1 割負担と軽減策が講じられております。

しかしながら、低所得者の高齢者の皆様にとっては、保険料の負担は重荷となることから、政府・与党においても、この 1 年間かけて検討することとなっておりますが、よりよい制度となるよう、十分なる検討を望むものであります。

水道事業に関しましては、平成 20 年度から管理者を設置することになっております。この点についてはさまざまな議論がありました。当局の管理者の設置理由にあるとおり、今後ますます水需要の低迷が深刻になることに加え、設備の老朽化や地震対策に伴う施設の更新を着実に推進していかねばなりません。

また、企業誘致を想定した給水計画や、近い将来、下水道事業の公営企業化に伴う統合も視野に入れた準備も必要であります。

その一方で、地方公営企業法第 3 条には、「地方公営企業は、常に事業の経済性を発揮するとともに、その本来の公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と、経営の基本原則が示されておりますが、市民の皆様にも、いつでも、安全で安心な水を供給していく使命が水道事業には求められるものであり、そのためには安定した経営基盤の確立も大変重要であります。

また、水道部長と管理者の決定的な相違は、権限と責任であると理解しております。管理者を設置することにより、より迅速な意思決定が図られるとともに、専門性と経営性の向上が期待できるものであります。

以上のことから、管理者の設置については理解するところであり、この4年間の成果を大いに期待するところであります。

水道事業を取り巻く環境はこれからも大変厳しくなると思いますが、経費節約と安定経営に特段の配慮をお願いするものであります。

以上、私の私的見解を述べ、賛成討論といたします。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより各議案ごとに採決いたします。

まず、議案第26号 平成20年度多賀城市一般会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成20年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成20年度多賀城市老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号 平成 20 年度多賀城市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 (阿部五一)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 (阿部五一)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 (阿部五一)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 (阿部五一)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、7 議案はいずれも原案のとおり可決されました。

日程第 9 意見書案第 1 号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

○議長 (阿部五一)

日程第 9、意見書案第 1 号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の石橋源一議員から提案理由の説明を求めます。19 番石橋源一議員。

○19 番（石橋源一議員）

道路特定財源の確保に関する意見書の内容でございますけれども、お手元にありますように、特に後段にあります本市の関係等々に記しているとおりの内容等でございますので、どうぞ御協力をお願いをして、説明にかえさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

提案者にお聞きしたいと思いますが、今、意見書として提案をいたしました内容は、現在国会で議論しております政府提案である、今後 10 年間、59 兆円かけて道路整備をするということを含めて、10 年間のいわば特定財源の暫定延長というものを視野に入れての意見書なのかどうか、その辺について確認をしたいと思っております。

○議長（阿部五一）

19 番石橋源一議員。

○19 番（石橋源一議員）

今、政府等々で論をされておりますように、ここ 10 年間における、今、竹谷議員から質疑のあった内容等々についても、それぞれの地方の道路の整備の必要性をより精査しながら、この問題に、財源を確保しながら、道路整備に使用するのだというふうなことの認識でございます。（「竹谷議員、いいですか」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

討論ありますか。反対ですか。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

道路特定財源の確保に関する意見書について、反対の立場から討論をいたします。

政府は、今後 10 年間で 59 兆円という道路の中期計画を前提に、揮発油税などの道路特定財源制度と暫定税率の 10 年間延長を提案している。

この暫定税率を延長するねらいは、このための財源を確保しようとするものである。

道路特定財源制度ができてから 54 年、暫定税率が導入されてから 34 年がたち、むだな道路をつくり続ける自動装置となっているこれらの制度を、この上 10 年間も延長する道理は全くない。

道路特定財源を一般財源化し、社会保障にも教育にも使える、道路にも使える財源にするとともに、暫定税率は廃止するべきである。

また、中期計画の半分は全国 1 万 4,000 キロメートルの基幹ネットワークや、7,000 キロメートルの地域高規格道路などの高速道路整備が占めており、政府が道路特定財源維持の口実に挙げる通学路の歩道整備や開かずの踏切対策などは計画全体の数%にすぎない。

住民にとって本当に必要な道路の維持、修繕予算は削られ、住民の身近で緊急な道路整備予算が組めないなど、地方は困っている。

特定財源と暫定税率をなくして、むだな道路建設を中止するとともに、地方財源について国が責任を持って確保する対策を行えば、必要な道路整備を進めることは可能である。

よって、この意見書の採択には反対である。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。4 番伏谷修一議員。

○4 番（伏谷修一議員）

賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。

道路特定財源の暫定税率の維持について、多賀城にはなぜ必要なのか。宮城県においても道路特定財源を原資とした事業が現在進行形で展開されており、多賀城においても JR 仙石線連続立体交差事業を含め、特定財源から本年度は 2 億円、完成時までこれらに年度のごとに財源が充当されており、市民は完成を心待ちにしております。

また、その他種々の事業にも市民の利便性だけでなく、安心・安全のためにも早期完成を望む声の大半を占めているのに違いはないのです。

今、国会では法案が衆議院を通過してはいますが、議論されていた道路特定財源の一般財源化は、直前の議論だけではその整合性がとれないのではないかという点から、地方都市の求める声を最優先にとらえ、バランスのとれた財源確保が必要であると考えます。

したがって、このような観点から、道路特定財源の暫定税率の法案成立の要望に賛成するものであります。

○議長（阿部五一）

討論ありますか。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私の方からは反対の立場で御意見を述べさせていただきたいと思っております。

今、賛成討論にもありましたけれども、地方の道路整備、そして我が多賀城における、宮城県においても、それなりの道路整備が必要だと私は思っております。

しかしながら、今、政府が求め、政府が提案しているこの法案は、先ほど反対討論にありましたように、高規格道路を中心とした道路財源に投入しようとしているものであります。

私は、10年間という長きにわたり59兆円というお金をかけて、その道路を整備する必要があるのかどうか。真に必要な地方の道路を整備するためにはどうすべきなのか、という議論が大事ではないかというふうに思っております。

さきの新聞で発表がありました。今回の道路特定財源の一般財源化について、世論調査によれば、自民党支持層も含めて58%の賛成が世論調査として出ております。

そして、一般財源化に反対という立場の、いわば道路特定財源を堅持すべき、賛成の立場の人は28%という状況であります。

今や、国民の世論からいっても、特定財源をこのまま延長する世論ではないというぐあいに私は思っております。

こういうような世論を背景に置いて、今、10年間の特定財源を求める意見書は、私は必要ではないのではないかというふうに思います。

そういう意味におきまして、緊急かつ必要な道路の整備に関する意見書であれば理解はするものの、政府が今求めている10年間の暫定税率の延長というものについては、私は国民世論からいっても、今日の段階ではとるべき姿勢ではないというふうに思い、反対の討論とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

賛成討論。14番相澤耀司議員。

○14番（相澤耀司議員）

道路特定財源の確保に関する意見書の提出について、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、道路は人間の体に例えて言うならば、血管のようなものであります。高速道路のみならず、どんな小さな地方の道路も国民の生活になくてはならない大切なものでございます。

特に東北地方にとっては、「白河以北一山百文」と言われて、道路を初めとするインフラ整備のおくれがすべての産業に影響し、国民生活のおくれともなっております。

また、防災、救急医療の観点からも大切なものでございます。

他方、欧米諸国におきましては、イギリス、フランス、ドイツなど、1リットル当たり130円以上の税金となっており、韓国においても111円となっております。これは地球温暖化対策の一環ともなっております。灯油やガソリンの高騰は産油国の原油値上げによる影響であり、必ずしも日本一国の問題ではございません。

したがいまして、国際的な連携を持って、消費国と産油国での話し合いを進め、いたずらに混乱を起こさない手だてを進めるべきだと思います。

一方、国におきましても、原油高騰対策にはこの4月から実施が決定しております自動車賠償保険料の大幅値下げや、多賀城市等における各地の地方自治体で実施されております、低所得者等に対する灯油購入費の助成制度の支援をするなどの、可能な限りの対策を行っております。

さらに、国会での質疑におきましても、道路特定財源の使途が国民から厳しい批判を受けていることについて、国土交通大臣は、道路事情の業務執行のあり方を考える改革本部を設置し、取り組むことを約束しております。

道路整備は時間のかかる作業であり、今、ここに来て予算編成の大事な時期に、国民生活を不安と混乱に陥れようとする党利党略とも思われる行動には、疑問を覚えるものであります。

以上、国民生活の安心・安全を守る立場から、道路特定財源の確保に関する意見書に賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

反対討論ですか。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

大変気合の入った賛成討論がございましたが、私も誘発をされまして、反対の討論をしたいと思えます。

そもそも税金というのは、一般財源が原則なのです。たばこ消費税はたばこを吸う人のために使うのか、そんなことはありません。酒税はお酒を飲む人のために使うのか、そんなことはありません。

ですから、税金というのは、そもそも一般財源が原則なのでありまして、世界の例を見ても、こういった特定財源制度を続けている国というのはありません。

この間、ドイツの例をテレビでやっていましたけれども、ドイツでは、揮発油税関係の9割を年金財源に充てていると。そして少子高齢化社会の中であっても、年金財源をきちんと確保して、なおかつ年金の掛金を下げているのだということがございました。

今、子どもが求めているのは、揮発油税等をなくせということを行っているのではなくて、それを特定財源から一般財源化すべきだと。社会保障等にも使えるようにすべきだということを主張しているわけでありまして。

今、どういう事態が進行しているかといいますと、例えば、郡部の方では、お医者さんがいない、助産師さんがいないというようなことで、病院もどんどん閉鎖をされている。そういう中でどういう議論が国会でやられているかといいますと、病院が遠くなくても通えように道路をつくるのだというような議論まで、まじめにされているのです。

道路をつくりさえすれば、日本の国がよくなるかと。私は決してそういうものではないと。やはり税金の原点に戻って、私はこの特定財源はやめて、本当に必要なものにお金を使っていこうと。例えば多賀城市で言っても、必要な道路をつくるのは当然なのですけれども、乳幼児医療費の無料制度の拡充にしても、妊婦健診の拡充にしても、一般財源化すればそれらにも回せるわけですから、私は一般財源化を求めたいというふうに思います。

それから、現在の石油の高騰は産油国の高騰なのだというのがありますがけれども、これはでたらめなのです。うそなのです。今の石油の高騰はなぜ起きているかといいますと、いわゆる投資マネーといいますか、投機マネーですね、これがいろいろなところに行っていたのですけれども、結局、今どこに投機マネーが振り向けられているかといいますと、食料品関係とそれから原油関係等にだあっと投機マネーが流れていまして、ですから、その投機活動が、この投機に規制が加えられれば、石油等の値段は半分になるだろうというふうに言われているのです。

そういう意味で、先ほどの方の気合の入った討論は、多少事実にそぐわない点がありましたので、指摘をして、私のこの意見書に対して反対の討論とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第 1 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は 11 時 15 分であります。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開をいたします。

日程第 10 請願・陳情

○議長（阿部五一）

日程第 10、請願・陳情に入ります。

初めに、請願第 1 号 妊婦一般健康診査の公費負担の拡充を求める請願を議題といたします。

本請願については、文教厚生常任委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長森長一郎議員。

（文教厚生常任委員長 森 長一郎議員登壇）

○文教厚生常任委員長（森 長一郎議員）

請願審査報告について、本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、多賀城市議会会議規則第 78 条の規定により報告いたします。

記

1. 審査事件 妊婦一般健康診査の公費負担の拡充を求める請願

2. 審査の経過 平成 19 年第 4 回定例会において本委員会に付託を受けた上記事件については、本年 1 月 24 日に委員会を開き審査いたしました。

3. 請願の趣旨 妊婦一般健康診査の公費負担を拡充していただくようお願いしたい。

4. 審査の結果 近年、妊婦健診を受けることなく、出産間際に初めて病院に駆け込む、いわゆる飛び込み出産の増加が社会問題となっており、背景には経済的な理由から、健診を受診しない若い世代がふえていることが一因として挙げられております。

また、2人目以降の出産を考えている子育て世代の中にも、経済的負担を理由に思いとどまるといった状況が見受けられております。

こうした中、厚生労働省においては、少子化対策の一環として、妊婦健診の公費負担回数をふやすよう各自治体に求めているところでもあります。

以上から、本市においても、妊婦の経済的負担を軽減して、受診しやすい環境を整えるとともに、子供を産み、育てることに喜びを感じる社会の実現を図るため、妊婦一般健康診査の公費負担を拡充すべきであるとの意見が全員であり、本請願は採択すべきものと決しております。

○議長（阿部五一）

これをもって委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

これより請願第1号を採決いたします。

請願第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（阿部五一）

挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択とすることに決しました。

次に、請願第2号 最低保障年金制度の実現を求める請願を議題といたします。

この際、請願書の朗読を省略し、直ちに紹介議員である藤原益栄議員から内容の説明を求めます。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

最低保障年金制度の実現を求める請願の趣旨の説明を行いたいと思います。

国民年金の平均年金月額が4万7,000円だそうでありまして、無年金者は100万人を超えるというふうに言われております。

政府は、'04年年金改革で、2007年度には80%の納入率にするという目標を立てておりましたが、'06年度の国民年金保険料の納付率は66.3%にとどまっておりまして、このままでは無年金者がさらに大幅にふえるという情勢になってございます。

こういう状況の中で、全国市長会も、'06年11月、そして'07年6月に、最低保障年金制度の検討をすべきだという声を上げてございまして、この請願はこうした全国市長会の提起にも沿ったものでございます。

請願事項としましては、消えた年金問題を早急に解決すること、二つ目、最低保障年金制度を一日も早く実現することと、この2項目になってございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって紹介議員の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。請願第2号については、文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、請願第2号については、文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、請願第3号 政府と国会に、消費税率引き上げをしないよう要望する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

この際、請願書の朗読を省略し、直ちに紹介議員である佐藤恵子議員から内容の説明を求めます。11番佐藤恵子議員。

○11番（佐藤恵子議員）

提案理由を説明いたします。

財政制度審議会が出した、消費税率2015年までに10%程度という答申に続き、政府税調は昨年11月20日の総会で、抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方を答申しました。

税調答申としては、3年ぶりに消費税率引き上げを明確に打ち出し、あわせて所得控除の見直しも示唆するなど、庶民増税の方向をさらに進める一方、法人税の実効税率の引き下げを打ち出しました。

消費税率とは、御存じのように、収入所得により負担感が大きく違ってくる、低所得者層に重い負担となるものでございます。

今、消費税率を2%あるいは5%アップするということは、負担率が高くなるほど、この低所得者層に影響が大きいということを考えれば、今ふえ続けている失業者やワーキングプア、非正規雇用、生活保護世帯などに与える影響は大変大きなものがあると言えます。

この税率アップは、貧困と格差をさらに広げていく、このように考えれば、これ以上の消費税率アップはしないように強く要望したいと思います。

議員の皆様のご慎重なる御審議をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって紹介議員の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。請願第3号については、総務経済常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、請願第3号については、総務経済常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、請願第4号 公共工事における建設従事者の適正な労働条件確保及び「公契約法」の制定を求める請願を議題といたします。

この際、請願書の朗読を省略し、直ちに紹介議員である竹谷英昭議員から内容の説明を求めます。21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

公共工事における建設従事者の適正な労働条件確保及び「公契約法」の制定を求める請願でございますが、要望の趣旨については、皆さん方にお配りをしておりまして、特に県内に働く中小零細業者及び従業員は、10万人を超えているというふうに言われております。

しかしながら、建設業の元請、下請、孫請と、重層的な関係の中で、他産業では常識とされている明確な賃金体系が現在も確立されておられない状況にあります。

そういう状況から、仕事量の変化に伴って、施工単価や労務費の引き下げなど、建設労働者の生活が不安定なものになっている現状であります。

こういう現状を解消するために、公の公共工事における建設業者の適正な賃金が確保されるようにしてほしい、公共工事の入札及び契約の適正化の促進法に基づいた附帯決議が、実効あるものにしてほしいというこの2項を、ぜひとも意見書として確認をしていただき、それぞれの立場に意見書として出していただきたいというのが趣旨であります。

特に、この請願書の請願の願いは、宮城県の建職組合連合会多賀城支部も関係していることでもありますので、皆さん方の御賛同を心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが提案理由とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって紹介議員の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。請願第4号については、総務経済常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、請願第4号については、総務経済常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

陳情第1号 健全に運営する自主共済に対し保険業法の適用除外を求める意見書採択に関する陳情書

陳情第2号 陳情書（来る災害についてのお願い）

陳情第3号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情

陳情第4号 「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書」提出の陳情書

以上、4件の陳情が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略をいたします。

以上で陳情の報告といたします。

日程第11 閉会中の継続調査について

○議長（阿部五一）

日程第11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

閉会中の継続調査につきましては、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 63 条の規定に基づき、お手元に配付している事件について、平成 21 年第 1 回定例会まで、閉会中の継続調査としたい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決しました。

日程第 12 議員派遣について

○議長（阿部五一）

日程第 12、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 100 条の規定により、お手元に配付のとおり、東北市議会議長会定期総会に副議長を派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

なお、派遣内容の変更については、議長に一任願います。

○議長（阿部五一）

この際、各組合等議会の報告を求めます。

まず、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。

（10 番 藤原益栄議員登壇）

○10 番（藤原益栄議員）

宮城東部衛生処理組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 12 月 20 日、平成 19 年第 4 回議会定例会が宮城東部衛生処理組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、条例 1 件、補正予算 1 件の計 2 件であります。

議案第 15 号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でありまして、これは人事院の給与勧告の内容に準じ、本組合の職員の給与等について改正を行うものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第 16 号は、平成 19 年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算（第 2 号）であり、平成 19 年度分ペットボトル有償入札拠出金の収入に伴い、ごみ処理負担金を減額するものがあります。また、平成 20 年度の債務負担行為を追加するものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして宮城東部衛生処理組合議会の報告といたします。

○議長（阿部五一）

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。

（17 番 尾口好昭議員登壇）

○17 番（尾口好昭議員）

塩釜地区消防事務組合議会関係につきまして、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 12 月 21 日、平成 19 年第 4 回塩釜地区消防事務組合議会定例会が塩釜地区消防事務組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、条例 1 件、補正予算 3 件であります。

議案第 12 号は、塩釜地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、これは人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴い、組合職員の給与についても国家公務員に準じて所要の改正を行うもので、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第 13 号は、平成 19 年度塩釜地区消防事務組合一般会計補正予算（第 1 号）についてですが、歳入歳出それぞれ 101 万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 2,250 万 7,000 円とするもので、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第 14 号は、平成 19 年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計補正予算（第 1 号）についてですが、歳入歳出それぞれ 203 万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 2,061 万 5,000 円とするもので、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第 15 号は、平成 19 年度塩釜地区消防事務組合障害者自立支援審査事業特別会計補正予算（第 1 号）についてですが、歳入歳出それぞれ 64 万 6,000 円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 260 万円とするもので、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして塩釜地区消防事務組合議会の報告といたします。

○議長（阿部五一）

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。

（18 番 昌浦泰己議員登壇）

○18 番（昌浦泰己議員）

塩釜地区環境組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

平成 19 年 12 月 21 日、平成 19 年第 4 回議会定例会が塩釜地区環境組合議室において開催されました。

会議に付された案件は、条例 1 件であります。

議案第 10 号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であり、これは人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて、本組合職員の給与についても所要の改正を行おうとするものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして塩釜地区環境組合議会の報告といたします。

○議長（阿部五一）

次に、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

（8 番 森 長一郎議員登壇）

○8 番（森 長一郎議員）

宮城県後期高齢者医療広域連合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 2 月 15 日、平成 20 年第 1 回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が宮城県自治会館で開催されました。

議会に付された案件につきまして、条例 5 件、補正予算 1 件、新年度予算 2 件、その他 1 件、そして議員提出議案 5 件の計 14 件であります。

第 1 号議案 後期高齢者医療特別会計条例につきましては、地方自治法の規定に基づき、後期高齢者の医療の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置したものでありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

第 2 号議案 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例につきましては、地方自治法の規定に基づき、後期高齢者の円滑な施行を図るため、臨時特例基金を設置したものでありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

第 3 号議案 宮城県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例につきましては、企画財政課を設置する改正でありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

第 4 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び第 5 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う改正でありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

第 6 号議案は、平成 19 年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）でありまして、歳入歳出それぞれに 6 億 6,063 万円を追加し、歳入歳出のそれぞれの総額を 10 億 8,093 万 7,000 円と定めたものでありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

第 7 号議案は、平成 20 年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、歳入歳出のそれぞれの総額を 3 億 6,327 万 8,000 円と定めたものでありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

第 8 号議案は、平成 20 年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出のそれぞれの総額を 1,751 億 3,412 万 9,000 円と定めたものでありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

第 9 号議案は、相互救済事業の委託についてでありまして、地方自治法に基づき、災害による財産の損害に対する相互救済を財団法人全国自治協会に委託するものでありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

続いて、議員提出議案についてであります。

議員提出第 1 号議案は、議会の円滑な運営を図るため、会議規則の一部を改正するものでありまして、議場に入る者の携帯品について議長の許可を必要とするものでありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議員提出第 2 号議案 運営審議会設置条例の制定について、議員提出第 3 号議案 公聴会の開催等を定めるための会議規則の一部を改正する規則について、議員提出第 4 号議案 さらなる国の財政負担を求める意見書の提出について、議員提出第 5 号議案 資格証明書の発行を当面の間猶予することを求める決議の提出についての 4 議案については、審議の結果、否決いたしました。

以上をもちまして宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

以上で組合等議会の報告を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 20 年第 1 回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、熱心かつ慎重な御審議をいただき、御協力を感謝申し上げます。

御苦労さまでした。終わります。

午前 11 時 41 分 閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 20 年 3 月 5 日

議長 阿部 五一

署名議員 石橋 源一

同 小嶋 廣司